

(資料 2)

地域運営組織推進コーディネーター設置業務委託仕様書

1 委託の名称

地域運営組織推進コーディネーター設置業務委託（以下「本業務」という。）

2 目的

秋田県（以下「県」という。）では、高齢化や人口減少が進む中、持続可能な地域コミュニティを形成するため、活動主体となる地域運営組織（以下「RMO」という。）の形成や再構築（以下「形成等」という。）に向けた取組を支援している。

RMOの形成等への支援を行うに当たっては、様々な自治体や地域における先行事例等に関する豊富な知識や合意形成のためのファシリテーション技術などが必要である。

そこで、本業務では、地域における合意形成をサポートする専門人材として秋田県地域運営組織推進コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置し、地域の実情に応じた支援を行うことで、地域住民の参画と多様な主体との協働によるRMOの形成等の更なる促進を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月20日まで

4 業務内容

受託者は次の（１）のとおりコーディネーターを設置・管理し、コーディネーターは次の（２）～（４）の業務を行うこと。

（１）コーディネーターの設置・管理

次のア①～④を全て満たす者を選定し、コーディネーターとして設置すること。

コーディネーターの人数は、複数でも構わない。

また、設置するコーディネーターについて、次のイ①、②、③により管理すること。

ア 条件

- ①地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- ②秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に該当しない者
- ③地域の活性化に意欲があり、地域の特性を尊重して関係者と積極的にコミュニケーションをとることができる者
- ④地域づくり支援に係る実務経験を1年以上有する者

イ 管理

- ①コーディネーターが本業務に従事する活動時間の合計は148時間程度とする。

②受託者は、県がコーディネーターとして委嘱する人材を雇用し、指導・管理するものとする。

③受託者は、本業務を円滑に進め、かつ、コーディネーターと関係市町村等との間でトラブルが生じないように、責任者を設置するものとする。

（２）コーディネーターによる市町村訪問

県内全域でRMOについて普及・啓発を図り、その形成等を促進するため、次のとおり市町村訪問を実施すること。

- ・訪 問 先：県内全市町村（各市町村の地域づくり担当課を対象として訪問すること。）
- ・訪問回数：各市町村１回以上
- ・実施内容：RMOに関する制度説明、現在行っている地域づくりに関する取組内容や課題の聞き取り等
- ・そ の 他：県が提供する市町村の地域づくり担当課一覧を基に、直接連絡を取って訪問すること。

（３）コーディネーターによる特定の市町村への伴走支援

ア 湯上市天王湖岸地区：RMOの形成に向けた合意形成支援

天王湖岸地区には現在RMOが形成されていないが、地域住民からは、同組織の形成が必要との意見が上がっており、令和５年度から住民による話し合いやRMOに関する勉強会を実施している。

こうした状況を踏まえ、RMOの形成に向けて必要な支援（例：説明会、アンケート、地域カルテ作成、ワークショップ、ファシリテーションの実施など）について、実施に係る方針や内容、スケジュールを決め、県の確認を得た上で実施すること。

実施に当たっては、必要に応じ、若者や女性、外部関係者など多様な主体が参加する工夫を施すこと。

また、専門的事項については、可能な範囲で外部の専門家を招聘しても構わない。

イ 湯沢市幡野地区：RMOの再構築に向けた合意形成支援

幡野地区には既にRMOが形成されているが、設立から一定の期間が経過し、地域住民からは、同組織の理念や運営方針、まちづくり計画等の見直しが必要との意見が上がっており、令和６年度には、幡野地区自治協議会が地域住民を対象に、幡野地区の地域づくりに関するアンケートを実施している。

こうした状況を踏まえ、RMOの再構築に向けて必要な支援（例：説明会、アンケート、地域カルテ作成、ワークショップ、ファシリテーションの実施など）について、実施に係る方針や内容、スケジュールを決め、県の確認を得た上で実施すること。

実施に当たっては、必要に応じ、若者や女性、外部関係者など多様な主体が参加する工夫を施すこと。

また、専門的事項については、可能な範囲で外部の専門家を招聘しても構わない。

(4) コーディネーターによる中間支援者確保・育成に向けた研修会の実施

県内には、地域づくりを行う際に地域と行政の間に入って調整やアドバイス等を行う人材（以下「中間支援者」という。）が不足している。

こうした状況を踏まえ、次のとおり、中間支援者を育成するための研修会を実施すること。

- ・対 象 者：自治体職員、集落支援員、NPO法人職員等
- ・開催会場：県内市町村から選定（ただし、「秋田県過疎地域等政策支援員設置要綱」（仕様書 添付資料1）の別表対象地域に基づく「過疎地域を有する区域」に限る。）
- ・開催回数：2回程度（実践形式による内容を盛り込むこと。）
- ・そ の 他：各回の研修時間は3時間程度とし、参加者が参加しやすい工夫を施すこと。
また、会場の予約と使用料の支払いは受託者が行うこと。なお、上記対象者に対する研修会の開催案内や周知、参加者の取りまとめは、県が行う。

5 本業務の対象地域

本業務の対象地域は、「秋田県過疎地域等政策支援員設置要綱」（仕様書 添付資料1）の別表対象地域に基づく「過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村」とする。

なお、「過疎地域を有しない区域（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）」の支援業務に従事する時間の合計が「過疎地域を有する区域」の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。

6 コーディネーターの委嘱及び公表等

県は、コーディネーターについて、「秋田県地域運営推進コーディネーター設置要領」（仕様書 添付資料2）により委嘱する。

また、県は、受託者及びコーディネーターについて、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載して公表する。受託者が再委託した団体や個人についても、同様の取扱いとする。

7 成果品

受託者は、次の成果品を県に提出すること。

- ・毎月、コーディネーターの業務に係る業務日報を作成し、翌月10日までに県に提出すること。（ただし、令和8年3月分については、当該月内の県が指定する日までに提出すること。）
- ・業務日報には、コーディネーター名、業務時間、業務場所、業務内容を明記すること。
- ・コーディネーターの活動内容（4（2）～（4））を取りまとめた活動報告書を作成し、本業務完了後5日以内に県に提出すること。
- ・活動報告書は、製本1部及びデータ（PDF、ワード、エクセル等）を提出すること。

8 その他

- ・業務の進行に当たっては、県と十分協議して実施すること。
- ・業務は、受託者自らが実施することを原則とするが、やむを得ない場合は再委託を認めることとする。ただし、その場合、受託者はあらかじめ、再委託する業務内容、再委託先、再委託

金額、再委託する理由を明確にし、県の承認を得なければならないものとする。

- ・本業務の実施に係る経費には、コーディネーターの公募に要する経費やコーディネーター以外の活動経費を含めないこと。
- ・コーディネーターの活動実績によっては、委託料を減額する場合がある。減額する委託料については、県と受託者の協議により決定する。
- ・本業務の成果品に係る著作権は、全て県に帰属するものとする。また、受託者（コーディネーターを含む。）は、同成果品に係る著作人格権を行使しないものとする。
- ・受託者は、業務に関する書類・領収書等を、契約締結後5年間保存すること。
- ・受託者（コーディネーターを含む。）は、本業務により知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- ・本仕様に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、業務を進めるものとする。

秋田県過疎地域等政策支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）に基づき秋田県（以下「県」という。）が設置する県過疎地域等政策支援員（以下「政策支援員」という。）の業務等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するためには、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく必要があることから、県が専門人材を確保することによって、市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援を行う。

(業務内容)

第3条 政策支援員は、地域住民、事業者、関係機関、市町村等と連携し、設置目的に応じて別途定める業務を行う。

また、その業務については、「①過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村」を対象地域とし、「②過疎地域を有しない区域（条件不利地域又は人口急減地域を有する市町村に限る。）」の支援業務に従事する時間の合計が「③過疎地域を有する区域」の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。なお、「④条件不利地域又は人口急減地域を有しない市町村」の支援業務には従事しないこと（①～④は、別表に掲げるとおりとする）。

(委嘱)

第4条 政策支援員の委嘱は知事が行い、委嘱者については、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載し公表する。なお、委嘱方法及び委嘱に当たっての具体的な要件並びに名称は、政策支援員の設置目的に応じて別途定める。

(委嘱期間)

第5条 政策支援員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(報酬等)

第6条 政策支援員に支払う報酬又は謝金あるいは政策支援員の活動に必要な経費の支給方法は、別途定める。

(守秘義務)

第7条 政策支援員は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第8条 政策支援員が自己都合により任期の途中において退任を希望する場合の処理の仕方については、別途定める。

(解任)

第9条 知事は、政策支援員が次の各号に該当する場合は、政策支援員の任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障等で政策支援員としての活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 政策支援員としてふさわしくない非行があったとき。
- (4) 第1号から第3号のほか、別途定める事項に該当したとき。

(県の役割)

第10条 政策支援員の活動が円滑に実施できるよう、県は必要に応じて次に掲げる支援を行う。

- (1) 政策支援員の活動に関するコーディネート
- (2) 市町村、関係機関等との調整
- (3) その他政策支援員の円滑な活動に必要なこと

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する。

別表 対象地域

市町村	① 過疎地域その他条件不利地域又は人口急減地域 を有する市町村	④ 条件不利地域 又は人口急減地域を 有しない市町村	
		② 過疎地域を有 しない区域	③ 過疎地域を有 する区域
秋田市	○	旧秋田市 旧雄和町	旧河辺町 (※)
能代市	○		全域
横手市	○		全域
大館市	○		全域
男鹿市	○		全域
湯沢市	○		全域
鹿角市	○		全域
由利本荘市	○		全域
潟上市	○	旧天王町	旧昭和町 旧飯田川町
大仙市	○		全域
北秋田市	○		全域
にかほ市	○		全域
仙北市	○		全域
小坂町	○		全域
上小阿仁村	○		全域
藤里町	○		全域
三種町	○		全域
八峰町	○		全域
五城目町	○		全域
八郎潟町	○		全域
井川町	○		全域
大潟村	○	全域	
美郷町	○		全域
羽後町	○		全域
東成瀬村	○		全域

※「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定により特定市町村の区域とみなされる秋田市の旧河辺町は、令和9年3月31日までとする。

秋田県地域運営組織推進コーディネーター設置要領

(目的)

第1条 この要領は、過疎地域等が人材等の資源制約をはじめとした条件不利性を克服し、持続的に発展するため、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく専門人材として、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）及び秋田県過疎地域等政策支援員設置要綱（令和7年6月19日制定、以下「要綱」という。）に基づき秋田県（以下「県」という。）が設置する秋田県過疎地域等政策支援員のうち、地域運営組織の形成や再構築などを支援する「秋田県地域運営組織推進コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）」に関する必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 要綱第3条に定めるコーディネーターの業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域運営組織の形成に向けた合意形成支援（市町村や地域が取り組む住民アンケート、まちあるき、ワークショップ、まちづくりビジョン作成、地域運営組織の設立等に対する助言やファシリテーションなど）
- (2) 地域運営組織の再構築（組織体制や活動内容の見直し）に向けた合意形成支援（市町村や地域運営組織が取り組む住民アンケート、まちあるき、ワークショップ、まちづくりビジョン作成、地域運営組織の改編等に対する助言やファシリテーションなど）
- (3) 地域の実情に応じた暮らしの課題解決に向けた合意形成支援（市町村や地域が取り組む住民アンケート、まちあるき、ワークショップ、プロジェクト・イベントの企画等に対する助言やファシリテーションなど）
- (4) その他地域の実情に応じた地域運営組織の形成や再構築などに係る必要な支援

(委嘱)

第3条 コーディネーターは、県が業務委託を行う「秋田県地域運営組織推進コーディネーター設置業務（以下「委託業務」という。）」の受託者が雇用し、次の各号の要件を全て満たす者として指名する者の中から知事が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に該当しない者
- (3) 業務を遂行するに当たり、地域づくり支援に必要な知識及び実務経験を有している者
- (4) 地域の活性化に意欲があり、地域の特性を尊重して関係者と積極的にコミュニケーションをとることができる者

2 コーディネーターの委嘱に伴う県との雇用関係は、存在しないものとする。

(委嘱期間)

第4条 要綱第5条に定めるコーディネーターの委嘱期間は、委託業務に係る契約書に定める履行期限とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 要綱第6条に定めるコーディネーターの報酬は、委託業務の受託者から支払うものとする。

2 要綱第6条に定めるコーディネーターの活動に必要な経費は、委託業務の受託者から支給するものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月20日から施行する。